

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、発議第九号環太平洋経済連携協定（T P P）交渉参加阻止に関する意見書案を議題とします。

お諮りいたします。発議第九号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

これから発議第九号を採決します。発議第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第九号は原案のとおり可決されました。

日程第二、議案第六十二号藤崎アップル球場条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十二号を採決します。議案第六十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十二号は原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第六十三号藤崎町唐糸御前史跡公園条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十三号を採決します。議案第六十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十三号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第四、議案第六十四号から、日程第七、議案第六十七号までは関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。これを一括審議いたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十四号福館公民館の指定管理者の指定の件から、議案第六十七号福左内公民館の指定管理者の指定の件まで四件の議案を一括採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十四号から議案第六十七号まで、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第六十八号スポーツプラザ藤崎等の指定管理者の指定の件を議題とします。

本件について、平田博幸君及び相馬勝治君は、地方自治法第百十七条の規定に該当し、除斥されますので、退席を求めます。

〔八番 平田博幸君、七番 相馬勝治君 退席〕

○議長（野呂日出男君）

これから質疑を行います。十三番浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

指定管理について説明によりますと、ライフコート平川、アップル球場、常盤地区の農業者トレーニングセンター、四施設となっておりますけれども、指定管理料を支払っての指定管理になっているわけでございます。だと思っておりますけれども、その点については間違いございませんか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井勝彦君）

お答えいたします。

指定管理料を支払う予定になってございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

現状、この四施設について、人件費といいますか、職員の配置状況、人件費等についてどういうふうなぐあいでも運用されているのか、その運用の現在の実態をお知らせいただきたい。

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時四分

---

再 開 午前十時五分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井勝彦君）

お答えいたします。

今年度につきましては、スポーツ、社会体育関係の保健体育費に盛られている人件費につきましては、本職初め、管理職が二名ということと、職員が合計三名で四施設につきましては業務を行ってございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

現状のおおよその人件費といいますか、それはどういうふうになっているのかということが私先ほど聞いたことなんですけれども、もう一つは、指定管理をするに当たって、指定管理料を支払うということで進めていく方向のようですので、その指定管理料というのをどういう基準で決めようとしていらっしゃるのかという指定管理をさせようとする側の行政側の、指定管理料の算定基準といいますか、それはどういうふうに基本的になっていらっしゃるのかということをお聞きしているわけでございます。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井勝彦君）

お答えいたします。

人件費につきましては、平成二十二年度につきましては約一千五百万円、その後、いわゆる指定管理の件で承認されることになれば、昨日の常任委員会でも説明しましたがけれども、協定書を結ぶ段階で、今の指定管理団体として予定している体協の方から上がっている計画書に基づきまして協議をしていきたいと。

それともう一つは、前にも言いましたとおり、今回の指定管理の内容につきましては、ソフト面とハード面を両方を指定管理委託するという事で、社会体育の行事、事業の大半が今回の計画では移行することになりますので、そこら辺も加味された形での計画を組んでいるところでございます。ただ、詳しくは承認された後の話になりますけれども、協定書を結ぶ段階で、そういうふうなことをいろいろ加味しながら、新年度予算に反映させていきたいと、そういうふうにご考えてございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

我々に示されている資料によりますと、指定管理収支計画書によりますと、指定管理料は一千九百五十万円ということになっているわけでございます。それで、スタッフを抱えて、NPO法人が運営してくというふうになっているんですけども、何かもちろん計画書に基づいて協議していくというふうなことなんでしょうけれども、基本的に例えば現状では三人ほど正職員、管理者も入れれば四人なんでしょう。そういうふうな配置状況になっているわけですけども、そういうある種の人件費基準というか、そういうのを考えていらっしゃるのかどうか、財政当局でもいいし、また、担当課の方でもよろしいですけども、この辺のことはどういうふうにご考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井家勝彦君）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、そのことに関しては、今現在上がってございますので、承認された後に、教育委員会等で協議しながら進めていきたいと、そういうふうにご考えてございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

じゃあ関連して、例えば、修繕費というのはこの指定管理計画書では十万円ほど見ているわけでございます、年間計画としてですね。指定管理をしたと、そして例えば体育施設の電球の球が切れたというような場合、これは基本的に指定管理をして、そういう小規模修繕というふうな簡易部分修繕というふうな記載をこれはしていますけれども、電気の球切れたじゃというような修繕費は、これは当該NPO法人が持つというふうな方向で協議をするのか、はたまた何か違う基準を設けてようとしておるのか、その辺のことについてはどういうふうな基本的考えで指定管理をお願いするということになるんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井勝彦君）

お答えいたします。

基本的に非営利団体ですので、NPO団体ということで、藤崎町体育協会は今までも社会体育関係につきましては、議員ご承知のとおり、表裏一体で行政と信頼関係を結んでいろいろな行事をやってきました。ということで、今修繕費についてなんですけれども、そこら辺については、やはり相手方が非営利団体ということもありますので、今回そこに盛ってある予算につきましては、いわゆる施設の小破の破損の修理代ということで私たちも考えてございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君に申し上げます。

わかっているとは思いますが、質問は同一議題について三回までとなっておりますので、そこら辺を踏まえた上でお願いします。

○十三番（浅利直志君）

三回まで、そういう申し合わせがあるのかどうか定かでは、私の記憶ではないのでも。

そうしますと、例えば、電球の取りかえ、こういう、今回の補正でも四、五十万円かかっていますよというような場合、そういうような場合は、そのNPO法人じゃなくて、町の責任でやるというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井勝彦君）

お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑ありませんか。三番奈良岡文英君。

○三番（奈良岡文英君）

この事業計画を見て、職員の管理体制について、二、三伺いたいと思いますけれども、スポーツプラザが十三人、農業者トレーニングセンターが二人となっておりますけれども、この職員の身分、あるいは採用はどのようになっているのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井勝彦君）

お答えいたします。

基本的に、職員は体協の方で専門的な知識を持っている方を三人職員として、体協の方で採用すると。そのほかの人数につきましては、賃金を盛ってやるということですので、当然非常勤の形になると思います。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○三番（奈良岡文英君）

NPO法人が運営していくということですが、その職員の身分というか、福利厚生、そういう体制はどうしても不測の事態が生じた場合、財務的に脆弱な部分があると思いますけれども、その辺は体育協会とか、担当課とかの中で話になったのか、十分詰めた上での決定なのか伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井勝彦君）

お答えいたします。

先ほども言っているとおり、相手が体育協会ということで、今回の指定に関する申請に至るまでは、いろいろな形で担当課とも協議しながら、議員ご質問の人件費に係る部分、いわゆる職員の対応についてもいろいろ協議を進めてございます。それで、基本的にはやはり職員として体協の方で採用するということになれば、やはりその基準等が当然出てくると思いますので、基本的にはそ

ういう職員のことについては大体大きく基本になるところは役場の職員に準じていけばいいんじゃないかというようなところまでは話されてございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○三番（奈良岡文英君）

では、もう一点伺います。

さっき、生涯学習課長も行政と表裏一体となって社会体育をともに体協と進めてきたとしておりますけれども、今度体育協会を指定管理者として委託した場合、行政として社会体育を推進してくという立場から考えれば、行政側はどのように社会体育の推進というものに関与していくのか伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

今、教育委員会の方でやっている行事等があるわけですが、それとあわせながら、またそれ以上に、今度専門的な職員も配置になって運営するわけですので、その辺は教育委員会としてもやりっぱなしではなくて、常に見ながら、場合によってはアドバイスをしながら、場合によってはそういう形でも関与しながら、これを充実させる意味でやっていきたいなと思っております。

○議長（野呂日出男君）

ほかに、浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

先ほどソフト面も移行するという話もしておりました。これと関係することになるんですけれども、つまり、いわゆる事故が発生した場合ですよね。極端な場合はそのスポーツプラザならスポーツプラザの行事の中で死亡事故が発生したとか、最悪の場合はそういうことも考えられるわけでありましてよね。そういうときにですね、主催者がだれなのかということは非常に大事な、それを運営する主体がどこになっているのかということとは別個に、主催者がどこだったのかということが非常に大きな問題になることだと思っておりますけれども、この死亡事故、スポーツ保険だとか、さまざまな保険はいわゆる参加者が任意に掛けるのがありますけれども、この施設の不備そのものから出たものであれば、それは施設の所有者の責任というのは当然問われてしかるべきなんですけれども、そうでない体育協会が主催した行事の中でNPO法人の中で事故が起きたという場合の取り扱いというのはどういうふうにして検討なさったんでしょう

か、なされるのでしょうか。その辺については、担当課でもよろしいし、総務課長でもよろしいですけれども、どういう考えなのかをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井勝彦君）

お答えいたします。

今現在も町で加入している総合型の保険、そういうふうな例えば、今まででしたら町民運動会等でけがをした。そういうふうな場合には、町で加入している総合型のそういう保険がございますので、それに一括で入ってございました。ただ、今回指定管理が承認された後において、そこら辺の事業や行事等に係るいわゆる障害補償みたいな形のものについては、その中で、そこら辺の話を協議されたのかというようなご質問ですけれども、具体的にはまだそこまでは入っていませんけれども、今後そういうふうなことについては、そこら辺の補償問題等を協議していきたいとは思いますが、ただ、考えられることは、あくまでも行事、事業をやるに当たって、そのけが等に関する賠償保険とか、損害保険とか、そういうようなことにつきましては、やはり主催するところが入るのが基本ではないかと、そういうふうに考えてございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十八号を採決します。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十八号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔八番 平田博幸君、七番 相馬勝治君 入場〕

休 憩 午前十時二十二分

---

再 開 午前十時二十三分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開します。

お諮りいたします。日程第九、議案第六十九号から日程第十三、議案第七十三号までは関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。これを一括審議いたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十九号藤崎町常盤地区コミュニティセンターの指定管理者の指定の件から議案第七十三号徳下老人憩いの家の指定管理者の指定の件まで五件の議案を一括採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十九号から議案第七十三号まで、原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第七十四号久井名館老人憩いの家の指定管理者の指定の件を議題とします。

本件について、浅利直志君は地方自治法第百十七条の規定に該当し、除斥されますので、退席を求めます。

〔十三番 浅利直志君 退席〕

○議長（野呂日出男君）

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十四号を採決します。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十四号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔十三番 浅利直志君 入場〕

休 憩 午前十時二十四分

---

再 開 午前十時二十五分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開します。

お諮りいたします。日程第十五、議案第七十五号から日程第二十五、議案第八十五号までは関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。これを一括審議いたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議案第八十五号でございます。藤崎町稲わら堆肥製造施設でのことでございます。

この団体は、過去においても稲わら収集、あるいは有効利用ということで畜産農家への稲わらの供給、それから一般の人に対する販売といえますか、そういうものをしてきたわけでございます。私が聞きたい第一点は、これも指定管理料にかかわることでございます。指定管理料をちょっと正確でないかも知れませんが、大体これは百五十万円ぐらいから始まって、九十万円ぐらいに年々ダウンしていったというふうに記憶しているわけです。その間に何とか自立的にやれるようにしてくれよというのが議員多数の意見でもあり、要望でもあったと思うんです。それで、収支計画書を見ますと、指定管理料百五十万円ほど見ておるわけでございます。これまたもとに戻って百五十万円から始まって、また百万円コースまで下がっていくような運営をしていって、何とか事業目的を達成してくれよという趣旨なのかですね。まずこれはあくまでも計画書ですから、それに基づいて指定管理料を支払って、施設の維持と事業の稲わらを焼くのを防止するとか、畜産農家などに売却するとか、そういう事業をやろうということなんですけれども、この指定管理料の算定の基礎、基準といえますか、それをどういうふうに考えていらっしゃるのかですね、その点をお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

指定管理料につきましては、ただいま浅利議員の方からお話がありましたように、現指定機関の平成十八年当初が百三十五万円、それから平成十九年度が百二十二万円、平成二十年度が百九万円、平成二十一年度が九十八万円、今年度が八十九万円ということで、減じた形で進められてきております。この間、それとあわせまして、国、県等の補助金を活用するということによってやってきたわけですが、国、県の補助金が実は平成二十一年度でなくなりまして、今年度からはその指定管理料八十九万円だけと、あとはいわゆる稲わら収集、堆肥の製造販売とか、そういうふうな収入によって運営をしているというところでありまして、ただ、そういう意味で実質的に組合運営は大変厳しい状況が現実的にはございます。また、今年度、県の方でも稲わらの有効利用の促進、焼却防止、これらを進めるための県条例が設けられたところでございますが、町としても一層稲わらの有効利用、焼却防止を推進していくと、そういう必要もあるというふうな考えでございますので、現実的に、現在の組合の運営が非常に厳しいということ、それから稲わらの焼却防止活動を町としても一つの対策として推進していきたいと。そういったことを勘案して百五十万円というふうな指定管理料を予定したところでございます。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

工藤健一君。

○九番（工藤健一君）

稲わら収集の関係なんですけれども、毎年稲わら収集の管理者が常盤地区の管理者だけになっておりますけれども、これは私は今まで感じていたんですけれども、今までずっと何年か私も自分が農家でありますので稲わらの収集をお願いしてきているんですけれども、常盤地区の方が先に主体にしてやって収集していますので、藤崎地区には最後には天候が悪ければ、毎年取り残されております。春にやると言われておるんですけれども、春になって天気が悪ければ収集できません。それですので、お願いになるんですけれども、考え方はどうかわかりませんが、去年は常盤の方を集中的に先にやったら、今年藤崎地区の方を先に、順繰り順繰りにそれぞれ先にやるというのはできないものではないでしょうか。私の方から見れば、全部常盤地区の方から先にやって、こっちは取り残されている感じがするんですけれども、そのところはどうかね。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

ただいま工藤議員からお話がありましたような状況については、私どもの方でも伺っているわけですが、そういうふうなこともございますので、今年度の場合であります、これもすべて申し込みがあった部分すべて収集されているわけではないんですが、今年度は藤崎地区の方を早く収集するような、そういうふうな体制で進めているということでございます。実際収集の面積についても藤崎地区の方が常盤地区に比べますと多くなっております。今後も収集の何というんでしょう順番といいますか、その辺は収集を依頼する方たちの希望等も十分入れながら実施するようということで、指導はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

この件に関しましては、一般質問でも小野議員も取り上げて、町長も答えておりました。稲わら焼き防止をいわゆる稲わら堆肥製造施設だけに任せるような状況ではないということがはっきりしたんじゃないかなと思うわけでありませう。小野議員も言っておりましたけれども、その取り扱い面積、なおかつそれが春に持ち越すなどというのはとんでもないことで、そのわらの価値そのものを一冬寝せて春にやるのは、価値を落としてしまう問題でもありますので、いい人もあるでしょうけれども、いずれにしても、町としてすき込みとですね、稲わら有効利用と、この両方でやっていくんだと。十アール当たり一千元でもいいですから、そういう補助制度を確立してですね、きちんと両方で対応していくんだという方針をですね、多少お金もかかりますけれども、それぐらいはやるんじゃないかなというふうに私は思っておるんですけれども、農業関係ですから、農業委員長でもいいですし、町長でもいいので、どういうお考えなのかお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

まず、私の方からお答えいたしたいと思っております。

この稲わらの対応につきましては、いろいろな効果を見ての事業なわけであり、指定管理を行っていただく方々には非常に今さまざまな問題が出ていますので、大変だと思います。また、施設の何といいますか許容量とか、そういったものもあるようであります。ただ、でき上がりの堆肥については非常に好評であるようで、もっともっと、これ大変好評で、安価で大変好評なようでありまして、もっと畑でも欲しいという声も私は聞いております。小野議員からも先般、田んぼのそういう面積ももっともっと広い、出てくるわらも大量にあると。また、集めたくても集めにこられない状況、天候の関係もあるんでしょう、今工藤議員からも集めるのも遅いと。さまざまなこの事業を推進していく上でも障害や、事情があります。ただ、私は心強いのは、浅利議員が、農業振興、この稲作の生産支援のために理解を示していただいて、予算をかけてもいいから、この問題を解決したらいいんじゃないかと。先般以来の議論でということをお話していただきましたので、ご提案していただきましたので、私は大変心強く思っております。すき込み料の助成、それから集める体制、それから委託料等を総合的にこれからも判断してですね、今回はこの指定管理料等はそのまま提案させていただいた形で行かせていただきたいと思っておりますけれども、今後、このような要望を受けまして、総合的に判断し、この稲わらの事業の堆肥製造施設ですか、あるいはまた堆肥事業、これを自然循環環境保全という大きな意味合い、目的も含んでおりますので、ぜひ慎重にかつ稲作生産者のためにも農業振興を図りながら、より充実させていく方向に検討していきたいと、こう考えております。私の立場からはそれを申し上げておきたい。あとは農業委員会会長のご意見ももしあれば、参考までに町としても承りたいと思っておりますので、ご発言あればお願いしたいところであります。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

工藤農業委員会会長。

○農業委員会会長（工藤 勲君）

町の方がすき込みに対して出してくれるというふうなことまではまだ行っておりませんが、何かできそうなニュアンスでございます。そういうふうになっていけば、非常にいいのではないかと、いうふうに私も思っております。ただ、すき込みをしようというふうなことであっても、どうしてもできない圃場も中にはあるというふうなこと、これは一つ議員各位も認識していただければというふうに思っております。

もう一つ、県の方がその梱包した稲わらを試験的にでありますけれども、今年何かあっせんをするというふうなこともちょこっと聞いております。その辺はどういうふうになっているのかということはまだ私も承知しておりませんが、そういうふうなこともあるというふうなことでございます。それが実際やられて、幅広くこの農家の方々が、たとえ一反歩一千円になったとしても、今の現状の農家の状態で収入になるというふうなことについては、非常にいいことだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十五号富柳老人憩いの家の指定管理者の指定の件から議案第八十五号藤崎町稲わら堆肥製造施設の指定管理者の指定の件まで十一件の議案を一括採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十五号から議案第八十五号まで、原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第八十六号平成二十二年度藤崎町一般会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

インフルエンザの件でございます。十七ページでございます。

それで、インフルエンザ、今年は季節性のインフルエンザワクチンとそれから新型にも効くという混合ワクチンだというふうに私の頭では認識しておるのですけれども、よくわからないけれどもそういうことだというふうに聞いておるのですけれども、それで、お聞きしたいのはですね、町の助成額が二千元ありまして、三千六百元ほどかかる人であれば、市町村民税の課税世帯の方は一千六百元ですよというふうになっておるわけでございます。それである人が「これ去年よりも高けくなったんでないか」というような言い方をしておったのですけれども、実際は混合しているから、両方に効くから昨年よりも安くなったんだというふうな説明も受けたのですけれども、実際昨年度と、前年度と

比べてどうなのかという、いわゆる市町村民税課税世帯の例えば六十五歳以上の方であればどうなのかということについてはどうなのでしょう、お聞きしたいと思います。昨年度よりも高くなっているのかどうかということについてはどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

お答えいたします。

六十五歳以上の課税世帯の方についてでございますが、平成二十一年度におきましては、季節性インフルエンザの方で一千円をいただいております。それから新型インフルエンザにつきましては二千六百円の負担をいただいております。平成二十二年度でございますが、インフルエンザ、これは新型も季節性も含めた形での予防接種でございますが、それにつきましては、一千六百円の負担をいただいております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうしますと、効果のほど、あるいはどういう対象になっているのかということとは別にして、料金的には昨年度は両方やれば三千六百円でしたよと。今年度は一千六百円なんですよと。安くなっているんですよというふうに理解したんですけれども、それはそれでよろしいんですね。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

そういう理解で結構だと思います。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これと関係しましてですね、市町村民税非課税世帯じゃなくて、課税世帯の方で六十五歳以上で国保に加入している人、ちょっと六十五歳から七十四歳までの方なのかなというふうにも思ったりもするんですけれども、これは一千円になっているんですよね。五百円が違うわけなんです。これ、五百円違う

というのは五百円安くなって一千百円と町のチラシではなっています。これはその違いを出さなければならない理由は何かあるのか、一千六百円なら一千六百円で統一するというふうな方が町民にとってははっきりするのかなというふうに思うんですけども、その辺はどういう理由でこうなったんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

この新型インフルエンザの関係につきましては、今までもインフルエンザにつきましては、いわゆる前期高齢者の六十五歳から七十四歳までの方に対しては五百円を補助してございます。今までどおり国保の被保険者に対しては今回も五百円を補助するというところでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十六号を採決します。議案第八十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議案第八十七号平成二十二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十七号を採決します。議案第八十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十八、議案第八十八号平成二十二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十八号を採決します。議案第八十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十九、議案第八十九号平成二十二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十九号を採決します。議案第八十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十九号は原案のとおり可決されました。

日程第三十、議案第九十号平成二十二年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十号を採決します。議案第九十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十号は原案のとおり可決されました。

日程第三十一、議案第九十一号平成二十二年度藤崎町農業集落排水事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十一号を採決します。議案第九十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十一号は原案のとおり可決されました。

日程第三十二、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の調査のため、特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第三十三、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

日程第三十四、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。総務産業常任委員会の奈良岡文英委員長ほか六名の方が、平成二十三年一月十二日から十三日までの日程で、群馬県邑楽郡板倉町及び東京シティ青果株式会社へ、また、民生教育常任委員会の相馬勝治委員長ほか六名の方が、平成二十三年一月十一日から十二日までの日程で、埼玉県秩父郡小鹿野町へ行政視察研修をする計画書がそれぞれ提出されております。議員派遣の件については、それぞれの派遣をすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私も含めて、派遣をすることについてはよろしい、了とするところでありませけれども、現在、いわゆる公費を使って研修をするという団体というのは、農業委員会も先進地視察だとかございます。議会の議長にお取り計らいをお願いいたしますけれども、やっぱり報告書をA四、一枚、二枚でもいい

ですから、そういう報告書を作るような研修をしていただきたいと、研修報告をきちんと議会に報告すべきだということをやっていただきたいということを議長に申し入れておきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

はい、わかりました。そのようにいたしたいと思います。

よって、それぞれの派遣をすることに決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議はすべて終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十二年第四回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時五十一分

---

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 横 山 憲 一

署名議員 横 山 哲 英

署名議員 浅 利 直 志